

造林事業入札説明書

石狩森林管理署の８年度石狩署【千歳地区】立木販売・造林請負一括事業第２号に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、北海道森林管理局競争契約入札心得及びこの入札説明書によるものとする。

１ 公告日： 令和８年８月２０日

２ 支出負担行為担当官等

分任契約担当官 石狩森林管理署長 武田 祐介
分任支出負担行為担当官 石狩森林管理署長 武田 祐介
北海道札幌市中央区宮の森３条７丁目７０番

３ 事業概要

入札公告の１のとおり

４ 競争参加資格

入札公告の２のとおり

５ 競争参加資格の確認等

(１) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札公告の２(２)及び(３)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、入札公告の２の(１)及び(３)から(１５)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時(入札執行会場で必要な書類の審査を行う時まで)において入札公告の２の(２)及び(３)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時(入札執行会場で必要な書類の審査を行う時まで)において入札公告の２の(２)及び(３)に掲げる事項を満たしているなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、入札公告の３(２)によるものとする。

(２) 申請書は、別紙様式１により作成すること。持参又は郵送による申請書の提出に当たっては、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた郵送料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出すること。

(３) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、④の同種事業の実績、⑤の配置予定技術者の同種事業の経験については、事業が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、提出書類は、当該署の当該年度公告物件への入札参加時に提出したものについて、一部省略することができる。添付書類の提出状況は、「提出書類一覧」に記載のうえ、提出すること。

① 林産物の売払に係るし確認通知書及び全省庁統一資格の資格確認通知書の写

し

- ② 国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき、B又はDに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けている場合は認定書の写し。
- ③ 共同事業体を結成し入札参加する場合は、その共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員が判る協定書等の写しを提出すること。また、①については、構成員の全ての者について全省庁統一資格の資格確認通知書の写しを提出すること。

なお、共同事業体として参加する場合の協定書等の様式は任意とする。ただし、以下の内容が明らかなものでなければならない

- ア 共同事業体の目的
- イ 共同事業体の名称
- ウ 事務所の所在地
- エ 成立の時期及び解散の時期
- オ 構成員の住所及び名称
- カ 代表者の名称及び代表者の権限
- キ 事業の分担
- ク 運営委員会
- ケ 取引金融機関
- コ 構成員の相互間の責任の分担
- サ 権利義務の譲渡の制限
- シ 事業途中における構成員の脱退
- ス 事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後のかし担保責任

- ④ 同種事業の実績

入札公告の2(7)に掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績を別紙様式2に記載すること。なお、自己山林に関する同種の事業の実績についても実績として評価することとし、事業名及び発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、都道府県の造林補助事業における標準単価、地元の森林組合等からの聞き取り数値などにより算定すること。

- ⑤ 配置予定技術者の同種事業の経験

入札公告の2(9)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の氏名及び会社名を別紙様式3に記載すること。なお、入札公告の2(8)に掲げる資格を有していない場合は、同種の事業の現場代理人等(技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む)として、年間少なくとも1回以上従事し、かつ通算で3年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。従事期間は連続する3年である必要はないものとする。

- ⑥ 配置予定の技能者

配置予定の技能者の資格等を別紙様式4に技能者別に記載すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。

- ⑦ 従業員名簿

配置予定の従業員（現場代理人及び作業員）の社会保険等（健康保険、年金保険、雇用保険）への加入状況について、別紙様式5により記載すること。

また、保険加入状況を証明する資料を添付すること。なお、証明書類において

被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。

⑧ 契約書の写し

④の同種事業の実績、⑤の配置予定技術者の同種事業の経験においては、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容（同種事業の実績及び技術者の経験）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

⑨ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」（別紙様式7）に記入すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載している。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>)

⑪ 当該様式（別紙様式1～7）は、北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞契約約款・仕様書・申請書等＞「造林・製品生産共通」に掲載している。

（4） 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和8年9月8日までに通知する。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

（5） 資料作成説明会

資料作成説明会については実施しない。

（6） 現地説明会

現地説明会については実施しない。

（7） 資料のヒアリング

資料のヒアリングについては実施しない。

（8） その他

① 資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官等は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書等は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

入札公告の4のとおり

7 入札説明書に対する質問

入札公告の6のとおり

8 入札及び開札の日時及び場所等

入札公告の5のとおり

9 入札方法等

- (1) 入札書は、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、持参又は郵送により提出すること。電送による提出は認めない。なお、郵便入札による場合は、表に「入札関係書類在中」と朱書きした封筒に、入札書と事業費内訳書を入れ封緘した封筒(封筒に発注事業名を記載)と別に競争参加資格確認通知書写しを同封し、郵便書留等配達記録が残るもので提出すること。ただし、再度の入札を引き続き行う場合は、郵便入札を行った者は、再度の入札に参加できない。
- (2) 落札決定に当たっては、立木販売の場合は、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、造林事業請負の場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合、第1回の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第3回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。なお、入札執行回数は原則2回とし、最高でも3回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金： 免除
- (2) 契約保証金： 免除

11 事業費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した「造林事業請負金額に係る事業費内訳書」(以下「事業費内訳書」という。)を提出すること。

事業費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、事業名、商号又は名称、作業種毎の単価及び金額、間接経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)等を明らかにすること。

- (2) 提出の方法

入札書とともに造林事業請負金額に係る事業費内訳書を提出すること。

- (3) 提出された事業費内訳書は返却しないものとする。
- (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、記名を行った事業費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官等が提出された事業費内訳書について説明を求めることがある。また、当該事業費内訳書未提出業者の入札は無効とする。

再入札の場合においては、落札した者は契約日までに事業費内訳書を提出すること。

- (5) 談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ、事業

費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

12 開札

開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊北海道森林管理局競争契約入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ア 落札者は所定の方式に基づき定めた予定価格に対し、国に最も有利な金額をもって申し込んだものとする。ただし、落札及び契約は、当該入札金額に消費税額を加算した金額をもって行うこととする。

イ 「国に納付します」と記載した入札書は、記載金額が最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

ウ 「国から支払いを受けます」と記載した入札書は、記載金額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ 上記イ、ウの入札書が同時にある場合は、イの者を落札者とする。

- (2) 予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、15に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該契約の履行期間の延期は行わない。

なお、事情聴取等に応じないなど調査に協力しない場合は、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効にするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

16 契約書作成の可否等

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく別途示す契約書（案）により、立木等の販売に係る契約及び造林請負事業に係る契約についてそれぞれ契約書を取りかわすものとする。
- (2) 契約書に記載する立木等の販売金額と造林事業請負金額の決定については、契約の相手方からそれぞれ消費税額を加味した立木等の買受金額と造林事業請負金額

について、立木等買受金額及び造林作業請負金額内訳書を提出し、これに対して森林管理署長が承認することにより決定する。したがって、「落札後に提出する「立木等の買受見積金額と造林作業の請負見積金額の内訳書」及び「当該入札に付する事項の価格（契約額）」については、予算決算及び会計令第91条第2項の規定に基づき財務大臣から承認を得た算定方式に基づき決定されるものであることから、入札者が見積もる内訳書と当該内訳書の金額は一致しない場合もあるが、それぞれの契約金額の差額は、入札金額と一致する。

17 支払条件

- (1) 前金払（無）
- (2) 中間前金払（無）
- (3) 部分払（有）

18 関連情報を入手するための照会窓口

入札公告の5(2)のイに同じ。

19 事業成績評定の実施

請負金額が、500万円以上、15により落札となった事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」に基づき事業成績評定を実施するものとする。

事業成績評定の考査項目は、監督職員の考査項目表（様式2-①～⑥）、検査職員の考査項目表（様式3-①～②）、検査職員と監督職員との合議による考査項目表（様式4）に定める項目に基づき評定を実施するものとし、請負者が取り組んだ内容を、技術改革等に関する取組みの実施状況（様式5-①）へ関係資料を添付したうえ、自ら申請することが出来るものとする。

なお、当該様式は、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報＞契約約款・仕様書・申請書等＞「造林・製品生産共通」へ掲載している。

20 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、5(1)の資料に記載した配置予定の技術者及び技能者を当該事業に配置すること。
- (4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (5) 北海道森林管理局競争契約入札心得、国有林野事業造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、競争参加資格確認申請書、国有林野事業林産物売買契約約款については、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」に掲載している。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

	チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考	
競争参加資格確認申請書	☐	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	☐	林産物の売払に係る資格確認通知書(写)		
				☐	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は 構成員全員	
				☐	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府 県知事からの認定を証明する書類(写)		
				☐	共同事業体協定書(写)	共同事業体による申請の場合	
	☐	2	同種の事業の実績	☐	実績として記載した事業に係る契約書等(写)		
	☐	3	配置予定の技術者の資格等	☐	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格	資格・免許を保有していることが 確認出来る修了証書等の写し	
				☐	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資 格として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した 実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証 明あるもの	
				☐	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証 明あるもの	
	☐	4	従事予定の技能者の資格等	☐	人力 機械 地拵	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの
				☐			
☐				大型 機械	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)		
☐					作業道 修理	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	刈払の場合は不要
☐				地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書(写)		刈払の場合は不要 掘削面の高さが2m以上の場合	
☐	5	社会保険等への加入状況	☐	保険加入状況を証明する資料	被保険者証の写し(記号・番号は 黒塗りとする)等		
☐	7	農林水産業・食品産業の作業 安全のための規範(個別規 範:林業) 事業者向けチェッ クシート	☐		共同事業体による申請の場合は 代表者のみ		
その他	☐	その他	☐	必要により特記事項で求めているものがあれば			
			☐	返信用封筒(持参又は郵送による申請書の提出の場合)	簡易書留料金の切手貼付確認		